

〈通知預金規定〉

1. (預入の最低金額)

この預金の預入は1口10,000円以上とします。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) 定期預金・通知預金・定期積金共通規定第4条1項により満期前に解約する場合および同規定第4条4項の規定により解約する場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1,000円とします。

4. (預金の解約)

この預金を解約するときは、証書裏面受取欄に届出印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

解約は預金1口ごとに取扱います。その一部は解約いたしません。

以 上

2024年9月2日改定

